

# 生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例の制定について

## 条例の制定背景

生駒市では、「生駒市まちをきれいにする条例」によりポイ捨ての防止の観点から「喫煙の制限」を規定し、マナーの向上に取り組んできました。

これらの取り組みにより、ポイ捨て防止には一定の効果があるものの、吸い殻の散乱が未だ見られ、歩きながらの喫煙による火傷の危険や煙による健康被害が懸念されています。このような問題を防止することにより、喫煙する人としらない人がお互いに心地よく過ごせる環境を作るため「歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」を制定します。

## 制定に至る経過

- 平成26年7月25日～平成27年2月27日 「生駒市路上喫煙の防止対策懇話会」 5回開催
- 平成27年8月 3日～平成27年9月 3日 パブリックコメント実施 意見数：12人26件

## 条例の目的

歩きたばこ及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

## 条例の内容

### 用語の意味

#### 歩きたばこ

公共の場所において、歩行中に喫煙し、又は歩行中に火のついたたばこを所持すること

#### 路上喫煙（止まっでの喫煙）

公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること

#### 公共の場所

道路、広場、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）

## 責務規定

### 市の責務

目的を達成するため、市民等や事業者への啓発や支援など、必要な施策を実施する。

### 市民等の責務

市民等…市民、市内に勤務・通学する者、市内を通過する者

歩きたばこ及び路上喫煙の防止に対する関心及び理解を深める。  
市が実施する施策に協力する。

### 事業者の責務

管理権限を有する場所で灰皿の撤去等により環境の整備を行う。  
従業員など関係者の意識啓発を図る。  
市が実施する施策に協力する。

## 歩きたばこの禁止

市内全域の公共の場所での歩きたばこを禁止します。

## 路上喫煙の制限

下記条件を満たさなければ路上喫煙することはできません。

- 他者の通行の妨げとならない場所に停止する。
- 自らの喫煙により他人に煙を吸わせないようにする。
- 吸い殻入れを使用する。

## 禁止区域等の指定

市は、歩きたばこ及び路上喫煙を特に禁止する必要があると認める区域を「禁止区域」に指定することができます。違反者に対する過料規定も設けています。

※ なお、禁止区域内で喫煙可能な指定喫煙場所や時間帯の指定も可能としています。

禁止区域については、地域の状況を踏まえ、周辺住民や関係団体の意見を聞いた上で、施行から1年を目途に指定します。

## 禁止区域等の告示

市は、「禁止区域」を指定した際はその旨を告示しなければなりません。指定喫煙場所や時間帯を指定した際も同様です。

## 禁止区域等の変更・解除

市は、禁止区域等を変更又は解除することができます。  
変更又は解除した際は、その旨を告示しなければなりません。

## 禁止区域内で歩きたばこ又は路上喫煙をした者への対応

**勧告** 禁止区域内で歩きたばこや路上喫煙をしている者に対し是正や中止を勧告します。

**命令** 勧告に従わない場合、勧告に従うべきことを命じます。

**過料** 命令に従わない場合、2万円の過料を科します。

※ 地方自治法及び生駒市行政手続条例の規定に基づき行う。

## 規制区分

喫煙の種類 区域	歩きたばこ	止まっただけの喫煙 (路上喫煙)
市内全域	禁止	条件付き喫煙可 (路上喫煙の制限)
禁止区域	禁止 ※	禁止 ※
違反者への対応 [勧告→命令→過料]		

## 生駒市まちをきれいにする条例の改正

本条例の制定に伴う規制内容の重複を避けるため、「生駒市まちをきれいにする条例」から喫煙の制限に係る内容を削除します。

## 施行期日

• 平成29年10月1日

## 健康増進法改正案と生駒市の取り組み

### 健康増進法改正案

官公庁・社会福祉施設

建物内禁煙

小学校・中学校・医療機関

敷地内禁煙

### 生駒市の取り組み

建物内禁煙(一部敷地内禁煙)

敷地内禁煙

施設管理者の責務（不特定多数が利用する官公庁・公共交通機関）

- ① 喫煙禁止場所であることを提示
- ② 喫煙禁止場所に灰皿等を設置しない
- ③ 禁止場所での喫煙者に中止を求める

違反した喫煙者や施設管理者に対する過料規定あり